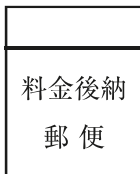


郵便はがき



京都市自転車等放置防止条例により撤去した自転車の中にあなたのものがありましたので、表面に記載された保管場所で保管しています。

つきましては、表面に記載された引取期限までに、保管場所へ返還手続きにお越しく下さい。

なお、引取期限までに来られないときは、本市において処分いたします。

●返還手続きに必要なもの

① 撤去保管料 3,500 円

② 本人であることを証明するもの

(運転免許証、パスポート、マイナンバーカード等は1点、健康保険証、学生証等の場合は、2点必要になります。)

③ 本状

「健康保険資格確認書」
に修正

(キャッシュレス決済は利用できません。また、国際会館駅保管所及び石田保管所では、高額紙幣(5千円札、1万円札)は使用できません。)

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市 建設局 自転車政策推進室
TEL 075-222-3565



返還手続きについての詳細は、
こちらからもご確認いただけます。
京都市サイクルサイト

<https://kyoto-bicycle.com/removal>